

# 廃油等由来の再生燃料油の製造・利用 (E031)

## 【プロジェクト概要】

産業廃棄物である廃油等を、ろ過分離、油水分離、遠心分離、調合等の工程を経て再生燃料油とし、これを利用することによって化石燃料を代替するプロジェクト

## 【プロジェクトの適格性基準】

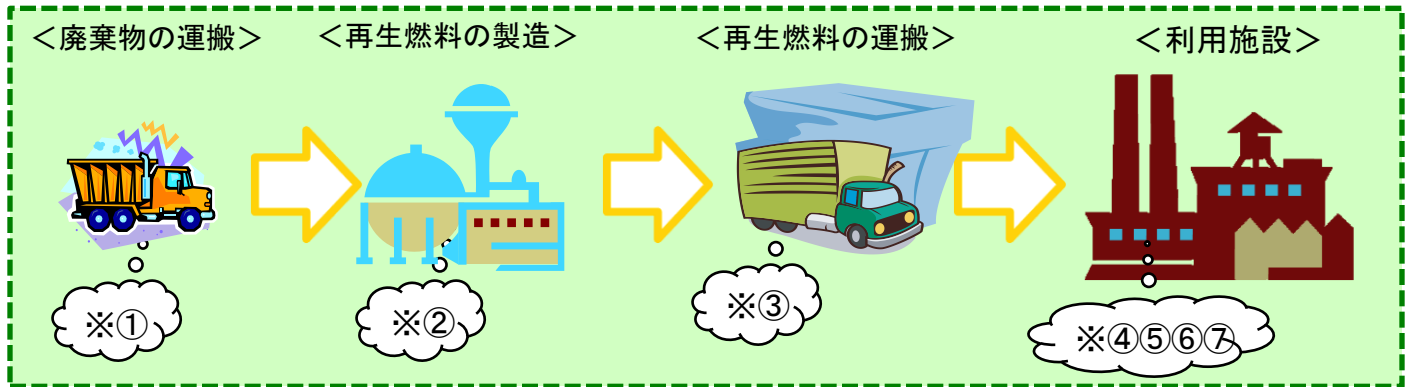
- 条件1. 原料は、①鉱物系廃油等であること、②国内で発生した産業廃棄物であること、③マテリアル利用又はエネルギー利用されず、焼却処理されていたものであること
- 条件2. 代替される燃料は、化石燃料であること
- 条件3. 再生燃料油の使用事業者(場所)が特定されること、産業廃棄物収集・運搬は廃棄物処理法に基づく許可業者によること
- 条件4. 再生燃料油は、①廃棄物焼却に伴う熱回収・発電及び直接燃焼によるエネルギー利用ではなく、燃料化されること、②品質基準を満たすこと、③道路運送車両法で規定される公道を走る車両及び公道を走行しない特定特殊車両での利用ではないこと、④再生燃料油の製造事業者から使用者へ、使用上のトラブル回避のための情報提供を文書で行うこと
- 条件5. プロジェクトの採算性がない、又は他の選択肢と比べて採算性が低いこと

## ＜廃棄物の収集＞



エネルギー利用またはマテリアル利用されていない産業廃棄物

## 排出削減量の算定で考慮する範囲



## ※【排出削減量算定のために必要なモニタリング項目】

- ① 原料となる廃棄物の収集・運搬に伴う排出(運搬車両の軽油等消費量又は平均燃費・走行距離)
- ② 再生燃料油の製造に伴う排出(製造工程で使用される化石燃料・電力量等)
- ③ 再生燃料油の運搬に伴う排出(①と同様)
- ④ 再生燃料油の燃焼に伴う排出、⑤代替される化石燃料の燃焼に伴う排出、⑥プロジェクトがなかった場合の廃棄物焼却に伴う排出(原料量、再生燃料油量、再生燃料油の単位発熱量、ボイラー効率、品質基準への適合等)
- ⑦ 再生燃料油の使用のための補助エネルギー使用に伴う排出